

令和7年度
松野東小学校いじめ防止基本方針

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日）

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要である。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」平成29年8月10日）

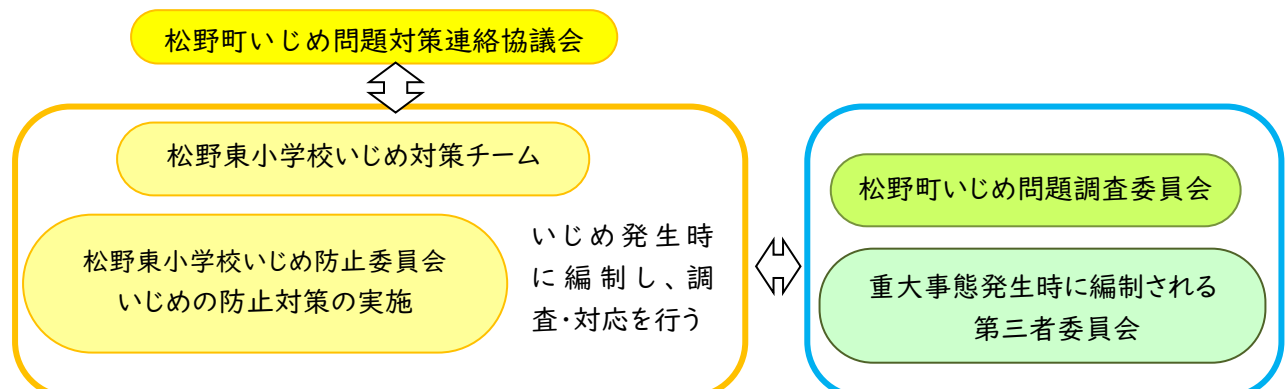
2 松野東小学校の取組

松野東小学校では、「いじめ」に対し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」「組織的対応」に的確に取り組めます。

次の「いじめ」についての共通認識のもと、「いじめ」のない学校をめざします。

- ① いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- ② いじめは、どの児童にもどの学校にも起こり得るものである。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である（3か月は見守る）。
- ⑧ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめ防止委員会の設置といじめ対策チームの編制



4 いじめの未然防止

松野東小学校は、生徒指導、人権・同和教育、集団づくりの理念を大切に、次のことを実践します。

- ① 学級経営の充実
- ② 授業中における生徒指導の充実
- ③ 道徳教育の充実
- ④ 学級活動の充実
- ⑤ 学校行事の工夫

- ⑥ 児童会活動の工夫
- ⑦ 生命尊重やいじめ防止を目的とした取組の充実
- ⑧ 情報モラル教育の充実
- ⑨ 配慮を要する児童へのいじめの防止

5 いじめの早期発見

いじめは大人の見えないところで行われていること、親に心配をかけたくないなどの心理から、いじめられている本人からの訴えは少ないことが考えられ、いじめは見えにくいものです。次のことを通じて、いじめの早期発見に努めます。

- ① 教職員と児童との日常の交流を通しての発見
- ② 複数の教職員の目による発見
- ③ アンケート調査の実施と分析
- ④ 教職員・SSW等で教育相談を通じた実態把握

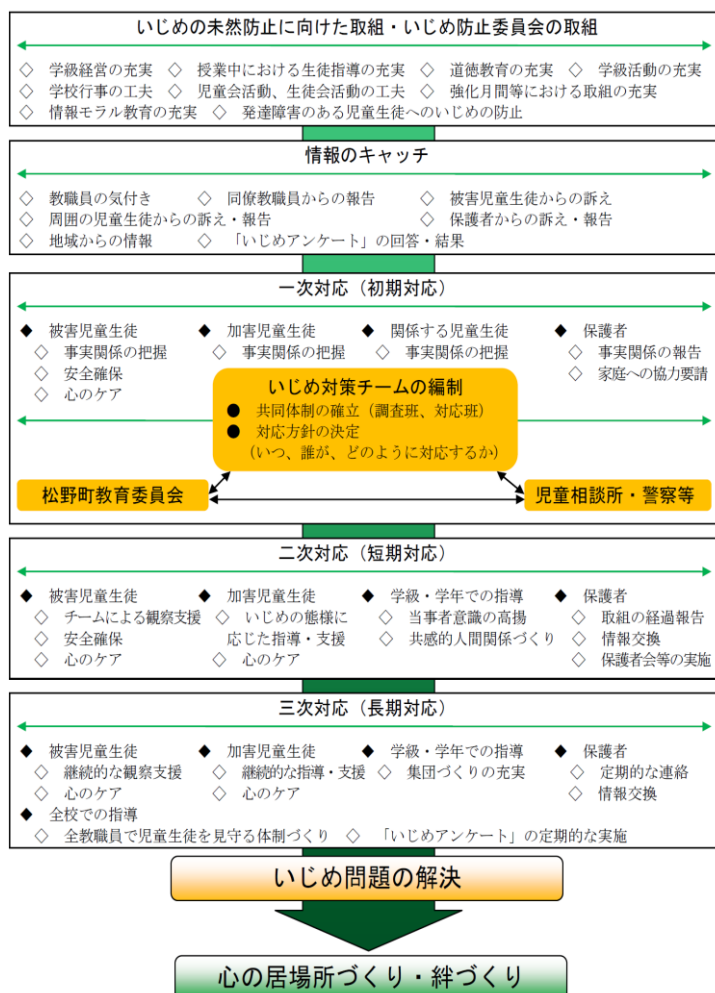
また、いじめの態様と抵触する可能性のある刑罰法規を知ることが、未然防止、早期発見のためにも大切です。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる〔脅迫、名誉棄損、侮辱〕
- 仲間はずれ、集団による無視
 - ※ 刑罰放棄には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする〔暴行〕
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。〔暴行、傷害〕
- 金品をたかられる〔恐喝〕
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする〔窃盗、器物破損〕
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする〔強要、強制わいせつ〕
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。〔名誉棄損、侮辱〕

6 いじめの早期対応・組織的対応

いじめ問題の早期解決のために、事業関係の把握をしっかりと行います。

また、該当児童、保護者への対応には、十分に配慮します。



7 重大事態への対応

松野東小学校いじめ対策チームの調査により、重大事態と認められるとき、校長は「松野町いじめ問題調査委員会」の設置を松野町教育委員会に求め、必要な調査ができるよう連携を図ります。

いじめ問題の解決に向けては、透明性、公平性、中立性を重視します。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日)

また、学校教育法の規定に従い、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に、当該児童に対して懲戒(体罰とは異なります)を加えることができます。さらに、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、教育委員会は、加害児童及びその保護者に対して、出席停止の措置を速やかに講ずることができます。その他、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について、保護者との協議を行い、弾力的に対応します。

いじめが解消している状態とは、いじめに係る行為が少なくとも3か月は止んでいることや被害児童やその保護者が心身の苦痛を感じていないこととし、その後も日常的に注意深く観察します。

8 いじめ問題への具体的な指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、次の年間の指導計画のもと、学校全体でいじめ問題に取り組みます。

月	活 動 内 容
4月	・松野東小学校いじめ防止委員会設置 ・校内研修会(松野東小学校いじめ防止基本方針の確認) ・PTA総会での方針説明 ・年間指導計画への位置付け・学級集団づくり・ファミリー班での集団づくりなど
5月	・松野東小学校いじめ対策チームの編成
5月～3月	・仲間づくりなどの活動 ・学校生活アンケートの実施(月1回) ・教育相談(月1回以上)
7月	・学校評価(学校評価委員)
8月	・夏季休業中の校区巡回・個別指導
12月	・学校評価(学校評価委員) ・冬季休業中の校区巡回・個別指導
3月	・今年度の活動のまとめ・次年度の計画